2013年4月11日

（一社）日本工作機械工業会

輸出管理特別委員会

**“製造者が保証する位置決め精度”に関する利用の手引き**

2012年4月1日に施行された「輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達」（平成24.03.23貿局第1号 輸出注意事項24第22号）及び2012年8月1日に施行された「輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達」（平成24.06.27貿局第6号 輸出注意事項24第41号）おける輸出令別表第1の解釈について、工作機械業界各社における理解を容易にし、運用するにあたっての参考資料として本文書を作成しましたのでご活用ください。

なお、文書内容は制度の利用における一つの考え方を示したものであり、これに基づく厳格な運用を各社に求めるものではありません。

また、制度の利用において不明な点がある場合は、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易審査課に相談されることをお勧めします。

記

輸出令別表第１ ２の項　「位置決め精度」 解釈

また、製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度の値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、貨物等省令第1条第十四号イ（一）、ロ（一）又はハ（一）に規定する位置決め精度の値に達する場合、当該工作機械については、左記の位置決め精度についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。

輸出令別表第１ ６の項　「貨物等省令第5条中の位置決め精度」 解釈

また、製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度の値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、貨物等省令第5条第二号イ（一）、ロ（一）若しくは（三）又はハ（一）に規定する位置決め精度の値に達する場合、当該工作機械については、左記の位置決め精度についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。

※以下文書内では“製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度”を省略し“保証値”と記す。

１．適用条件

（１）保証値が該当レベルの値となる場合のみ、輸出者はその値を以て該当機として輸出許可申請を行うことができる。

２．適用範囲

（１）保証値は型式毎に定めたものに限らず、機械1台限りに設定された精度においても適用できる。

（２）保証値として利用できる資料は、カタログなど広く一般的に配布された書類に記された精度の他、出荷仕様書、出荷検査表など需要者のみが入手できる書類に記された精度でも適用できる。

３．該当判定基準

（１）該当判定にあたってはISO230/2（1988）またはISO230/2（2006）による測定結果に限らず、JIS規格（B6201(1987)，B6330）による測定結果から判定することもできる。その場合、±表記を外した絶対値から判定することができる。

【該当判定基準例】

①輸出令別表第1 2(12)該当例

0.006mm（ISO230/2(1988)）（法律の閾値）≧±0.003mm（JISの値）（カタログ表記等）

※2の項の閾値は「6μm未満」と規定されているが、「±0.003mm」ちょうどでも該当機として許可申請を行っても良い。

②輸出令別表第1 6(2))該当例

0.0045mm（ISO230/2(2006)）（法律の閾値）≧±0.00225mm（JISの値）（カタログ表記等）

なお、元（財）機械振興協会 技術研究所 上野 滋 氏の調査によりJIS B6210,6212,6217,6222,6228,6252,6331-4,6336-4,6360,6361-1,6361-2で求めた測定値の絶対値はISO230/2(2006)の測定値と同等であることが明らかとなっており、該当判定に活用できるものと思われる。

４．明示方法

（１）該当判定に利用されることを目的として、カタログや出荷仕様書、出荷検査表などに直線軸の位置決め精度を記載する場合は、測定規格名及び全直線軸の位置決め精度を記すことが望ましい。

（２）カタログや出荷仕様書、出荷検査表などに直線軸の位置決め精度の記載を控える場合は、当該書類に「本製品は輸出令別表第１ ○の項（○）該当貨物として、経済産業大臣に輸出許可申請を行うことが可能です。詳しくは△△△（←メーカ連絡先電話番号）までお問い合わせ下さい。」等と表記することが望ましい。

５．注意事項

（１）４．（１）や（２）の方法により、メーカが該当機であることを予め公示することが望ましい。

（２）保証値を用いて輸出者が輸出許可を取得する（或いは取得した）旨を知った場合は、メーカは輸出者から輸出許可証やその他関連書類のコピーを取得の上、管理することが望ましい。

以上